

平成28年度航空局コンプライアンス推進計画

1. 基本方針

航空局においては、発注事務に係る法令遵守やその綱紀保持に努めるとともに、職員に期待されている社会的要請「航空の安全・安心の確保」に適応するための社会的責任を果たしていく意識向上に向け、「航空局コンプライアンス推進本部」（以下、「推進本部」）が中心となり、外部有識者で構成する「航空局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」の意見を踏まえ、以下の取組を行うこととする。

2. コンプライアンス推進体制の深化

(1) コンプライアンスの徹底に向けた自律的な取組の推進【改善】

推進本部が「推進計画」を策定し、具体的な「行動計画」については、本省ではコンプライアンス推進責任者会議において、また、空港事務所等の現場官署においては、各職場単位で自ら考え自ら実行する、いわゆる「ボトムアップ型」の取組を引き続き推進する。

- ①「行動計画」は、これまで3年間、半年サイクルでPDCAを回してきたが、ほぼ定着してきたこと、本省で策定する「行動計画」の実施期間と統一する観点から、サイクル期間を1年(4月～3月)に改め、自己点検または意識調査の結果を反映しながら、実施状況の点検及び見直しを実施し、その結果を推進本部に報告することとする。(28年度は移行期間につき、27年後期を2月～7月、28年前期を8月～3月までとし、7月の点検・見直し結果は、次期3月の点検・見直しにまとめて報告する。3月に見直す際には、28年に実施する自己点検又は意識調査の結果を反映し、29年4月～3月の1年間の「行動計画」を策定するものとする。)
- ②本省、地方局、各空港事務所等の各職員から構成されるタスクフォースにより策定された「航空局コンプライアンス行動規範」を実践することにより、知識としてだけでなく、職員一人ひとりが「自分ごと」として捉えられるよう取組むこととする。
なお、「行動規範」は見直す必要がある場合は、適宜見直すものとする。
- ③平成27年度のコンプライアンス自己点検結果を受け、発注者綱紀保持規程の認識を浸透させる取組みと健全な職場環境の醸成を図る取組みを引き続き重点課題として取組むこととする。

- ④法令遵守や不正防止だけでなく、職員が社会的要請に応える行動がとれるよう意識改革を進める取組みも行うこととする。
- ⑤「行動計画」の点検・見直しにあたっては、可能な限り職員と対話を行うなど、そのプロセスに職員一人ひとりを巻き込みコンセンサスを得る。

(2) コンプライアンスに係る自己点検の実施【継続】

職員個々のコンプライアンスに係る意識・認識を客観的に把握し「行動計画」等に反映させるため、下記留意点により、全職員を対象にコンプライアンス自己チェックシートによる点検を実施する。

実態把握のため、国土交通省イントラネットのアンケート集約システムを活用し、回答者が特定されないよう配慮する。

- ① 性別・年代別・職種別・役職別に区分けし、傾向把握・分析を行う。
 - ② 自己チェック項目は、状況の変化に応じて内容を追加修正することにより、実態に即した意識・認識の客観的把握を行う。
 - ③ 自己点検は、各項目に回答することで職員自身に考えさせ、また、回答者に考え方を伝えていく内容で実施する。
 - ④ 発注者綱紀保持規程に係る認識の浸透度合いを把握するため、全職員を対象として実施する。また、入札談合事案に関与した職員に対する具体的な処分等事例を職員に示し、その効果を測り、反応を把握するための点検を引き続き実施する。
- ・実施時期は11月とする。
 - ・現場官署の長は、自官署の点検結果を分析し、その結果、明らかになった自官署の職員の意識・認識の問題点について、必要に応じて「行動計画」に反映させ、対策を講ずるとともに、その旨、推進本部に報告する。

(3) 意識調査及び現状・問題点の洗い出しの実施【新規】

本省全職員を対象としたコンプライアンスに関し網羅的な意識調査を実施し、調査結果の分析による現状、問題点の洗い出しを行い、実態把握を行った結果を踏まえ、今後のコンプライアンス推進計画における取組みに反映させる。

- ・調査の内容、結果分析については、外部委託とし、調査結果の集計は国土交通省イントラネットのアンケート集約システムを活用し、回答者が特定されないよう配慮する。
- ・実施時期は6月とする。

3. 研修等の実施

(1) コンプライアンスを「自分ごと化」し、意識変化を図る研修を実施【新規】

これまでの研修を抜本的に見直し、環境の変化(社会常識の変化)に対するリスク感度を高める組織風土を醸成し、また、職員一人ひとりがコンプライアンス意識を高揚、浸透させることにより、コンプライアンス意識を「自分ごと化」させる。

①対話形式(グループワーキング)を基本としたコンプライアンス研修を管理職員と一般職員に分け、各階層別を実施する。

- ・目的：再発防止検討委員会での中間報告を組織として反省していくことを踏まえ、対話形式(質問力、考える力を活性化させる)を用い、自分たちの身近にも起こり得ることだと確認させることにより、それを浸透させていく。
- ・対象者：本省の管理職員及び一般職員
- ・実施時期：6～12月
- ・外部委託等

②eラーニングによるコンプライアンス研修を実施する。

- ・目的：統一的に知識の習得を行う。
- ・対象者：全職員
- ・実施時期：9～10月
- ・外部委託等
- ・効果測定は、前述の「コンプライアンスに係る自己点検」により実施する。

(2) 各職種の現場の管理職員が一堂に会する前任会議等の場を活用して、服務・倫理についての講義を実施【継続】

前任施設運用管理官会議及び前任航空管制官会議等を可能な限り活用して、現場の管理職員に対して職員管理室が服務・倫理について直近の事例等を交え、より職場の実態に即した内容で講義を実施する。

(3) 公務員倫理の涵養を図るための研修を実施【継続】

① eラーニングによる倫理法・倫理規程研修を実施する。

- ・幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」(国家公務員倫理審査会企画・制作)を活用する。

倫理的な組織風土を構築していくためには、組織をマネジメントする幹部職員の果たす役割が極めて重要であることを理解し、組織や部下の倫理保持のためのマネジメントについて学ぶことを目的とする。

対象者：新たに管理職員に任用された者の受講を義務化。

- ・一般職員用自習研修教材「公務員の倫理について学ぶ」（国家公務員倫理審査会企画・制作）を活用する。

倫理法のルールなど基礎的知識の習得、公務員として求められている姿や心構え、職業倫理などといった広い意味での倫理意識を涵養することを目的とする。

対象者：係長級以下職員（期間業務職員を含む。）で未受講者全員の受講を義務化。

- ② DVD研修教材による倫理法・倫理規程研修を実施する。

- ・ケーススタディ用DVD「事例で学ぶ倫理法・倫理規程 vol. 8」を活用する。

職務上の関係者との接触などの具体的な事例により、公務員として求められている姿勢や心構えを学ぶことを目的とする。

対象者：特に発注業務担当原課の全職員の受講を義務化。

（４）懲戒処分・矯正措置が行われた事例の共有【継続】

懲戒処分や矯正措置の事例及び年度統計データや随伴効果を全職員に定期的に周知するとともに、ペナルティーの重さを職員１人ひとりに理解させて信用失墜行為発生未然防止を図る。

4. 発注者綱紀保持の徹底 【継続】

（１）職員に対し発注者綱紀保持規程の周知徹底

国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るため、関係法令等の知識習得に努め、定期的に航空局発注者綱紀保持規程を主題として議論を重ね、職員一人ひとりの理解や認識の浸透を図る機会を持ち、周知徹底を図る。

特に、事業者対応は重要であることから、以下のルールについて引き続き周知徹底を図る。

- ①事業者との対応は、原則、受付カウンター等オープンな場所で、複数の職員により対応し、個室における１人での対応を原則禁止する。

- ②未公開情報の提供依頼や口利きなど、不当な働きかけについて充分理解し、そのような場合には、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表される旨を伝えるなど毅然とした対応をとる。
- ③職員は不当な働きかけがあった場合、速やかに課長等を経由し、所属部長等に報告する。

(2) 事業者及び事業者団体に対し、発注者後期保持に係る取組みを周知徹底

事業者及び事業者団体に対し、発注事務に係る綱紀保持に関する取組みとして、本局ホームページに、有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組みについての協力依頼を掲載する。

(3) 入札談合事案に関与した職員の処分内容等の周知

入札談合事案に関与した職員に対する懲戒処分、損害賠償請求及び刑事罰を全職員に周知するとともに、発注原課においては、定例ミーティング等を活用することにより、ペナルティーの重さを職員1人ひとりに理解させて再発防止の徹底を図る。

(4) 発注者綱紀保持に係る相談・報告窓口の周知と適正な運用

発注者綱紀保持に係る相談・報告窓口（内部・外部）について、窓口設置の趣旨が活かされるよう職員へ周知徹底するとともに、相談・報告があった場合には、「発注者綱紀保持規程」に基づき迅速かつ的確な対応を行う。

(5) 臨時的内部監査等の実施

① 臨時的内部監査の実施

本省職員が毎年度計画的に実施している各種内部監査を活用することにより、発注者綱紀保持の取組状況及び入札契約関係文書の管理等を監査事項に加えて、必要に応じ、臨時的な監査を実施して、その結果をコンプライアンス推進本部会議に報告するものとする。

② 応札状況・受注割合の点検

落札率や業者別の年間受注額・受注割合といった年間を通じた傾向などを本省予算・管財室において把握し、航空局の実情を踏まえ、特異な兆候のチェックを行い、その結果をコンプライアンス推進本部会議に報告するものとする。

5. ダイレクトトークの実施 【継続】

- ① 本省幹部職員の現場視察などの機会を活用して、本省幹部の方針・考えを現場職員に直接伝えることにより、コンプライアンスの徹底がトップの意思であることを明確にし、トップの顔が見える形で行うことで、組織としても本気でコンプライアンス意識の徹底に取り組んでいるということを職員の意識に植え付けさせるとともに、本省幹部職員が現場職員からコンプライアンス推進状況を直接聞きくことにより、現場の問題やコンプライアンスの徹底度合いについて把握する。
また、ダイレクトトークに参加する現場職員の選定については、幅広く、多くの意見を聞く必要があることから、年齢、階層、職種等に偏りがないよう配慮する。
- ② 開かれた風通しのよい組織風土を醸成し、上司等に相談しやすい環境を整備するために、現場官署の長などによる職員とのダイレクトトークを実施する。
- ③ 実施方法の検証が可能となるよう、ダイレクトトークの概要を記録・蓄積したうえで、必要な見直しを行い、その平準化等を図る。